

厚生労働省『医療通訳育成カリキュラム』準拠

国際臨床医学会認定医療通訳士 医療通訳試験実施団体認定

医療通訳 専門技能認定試験のご案内

一般財団法人 日本医療教育財団

医療通訳専門技能認定試験のご案内

試験の目的	医療通訳に従事する者の有する知識および技能の程度を評価・認定することにより、医療通訳の専門的な技能および質の向上と、その社会的地位の向上に資することを目的とします。
試験の基準	厚生労働省『医療通訳育成カリキュラム基準』に基づき、医療、保健分野における対話コミュニケーションを支援するために必要な関連知識を有し、医療通訳者として対話者間の効果的なコミュニケーションを可能にする十分な能力、技術、倫理を有していることを基準とします。
対象言語	(1) 英語 (2) 中国語
合格者に付与する称号	(1) 医療通訳専門技能者（英語） (2) 医療通訳専門技能者（中国語）
受験資格	<u>* (1)～(4)のいずれか一つに該当する者</u> (1) 「医療通訳専門技能認定試験受験資格に関する教育訓練ガイドライン」に適合すると認める研修・講座等を履修した者 *修了証書等による証明が必要 (2) 医療通訳の実務経験を、目安の件数もしくは時間数以上有する者 （過去5年以内の経験とする） *実務経験証明書による証明が必要 [実務経験の目安] …医療通訳の実務を 60 件程度、もしくは 60 時間程度 (3) 医療通訳基礎技能認定試験の合格者で、医療通訳の実務経験を、目安の件数もしくは時間数以上有する者 *実務経験証明書による証明が必要 [実務経験の目安] …医療通訳の実務を 30 件程度、もしくは 30 時間程度 (4) 認定委員会が前各号と同等と認める者 *事前申請・承認が必要
試験実施時期	【1次試験】 年1回（11月） 【2次試験】 年1回（2月） ※2次試験は、1次試験の合格者に限り受験が可能です。（1次試験合格年度の2年後の試験まで有効）
試験地	東京・大阪
試験実施方法	【1次試験】 ・筆記試験 四者択一式・選択式 60分 ・リスニング試験 選択式・記述式 20分程度 【2次試験】 ・長文逐次通訳試験（対面） 一人30分程度 ・対話通訳試験（対面） ※資料等の持込みについて…1次試験は不可、2次試験は辞書（電子辞書を含む）・資料の持込み可。
受験料	【1次試験】 11,000 円（税込）（英語・中国語） 【2次試験】 17,500 円（税込）（英語・中国語）
申込方法	(1) 所定の受験申込フォーム（Web）よりお申込みください。（初回受験の場合は、フォームにて受験資格の証明書類をアップロードのうえ送信してください） (2) 事務局から申込受理メールを受信後、受信メール内にある日本医療教育財団指定銀行口座へ受験料を納入してください。
可否の判定	1次試験、2次試験ともに、各科目の得点率が70%以上を合格とします。
試験結果の発表	1次試験は試験日から約1ヵ月後、2次試験は試験日から約2ヵ月後に通知します。
技能認定合格証の交付	2次試験に合格後、技能認定合格証を交付します。
資格の有効期間	5年間（合格年の5年後の3月31日まで有効） ※資格の更新には、所定の更新条件を満たしたうえ、更新申請を行う必要があります。

医療通訳専門技能認定試験の範囲およびその細目

出題範囲		細目
1 次試験	医療通訳理論	・ 通訳理論 ・ 医療通訳者の役割 ・ 対話通訳と相互作用
	医療の基礎知識	・ 医学概論 ・ 身体の仕組みと疾患の基礎知識 (項目：循環器、呼吸器、消化器、筋・骨格系、腎泌尿器と内分泌・代謝系器官、眼科領域、耳鼻科領域、皮膚科領域、精神科領域、脳・神経系、産婦人科領域、小児科領域) ・ 検査・薬に関する基礎知識 ※医療現場で行われる会話を正確に理解するために、各器官の名称や器官の仕組み、働きを理解し、主な疾患の原因と症状、治療方法についての基本的な知識を問うものとする。
	日本の医療制度に関する基礎知識	・ 日本の医療制度の特徴 ・ 社会保障制度
	医療通訳者の自己管理	・ 医療通訳者の健康管理 ・ 感染症と感染経路 ・ 医療通訳者の心の管理
	専門職としての意識と責任（倫理）	・ 患者の権利・医療倫理 ・ 医療通訳者の行動規範
	患者の文化的および社会的背景についての理解	・ 日本に暮らす外国人の現状 ・ 外国人医療の現状 ・ 外国人の在留資格と滞在ビザ
	医療通訳者のコミュニケーション力	・ コミュニケーション・異文化コミュニケーション ・ 対人コミュニケーション・患者との接し方 ・ 患者・医療従事者間の関係とコミュニケーション ・ 健康や医療、コミュニケーションに関する文化的・社会的違い ・ 医療通訳者の文化仲介
	言語能力	・ 母語および通訳言語による言語能力 (文法、言葉の表現に関するもの)
	通訳に必要な通訳技術	・ ノートテイキングの理論と技術 ・ 情報収集方法（用語集の作成と情報収集）
2 次試験	通訳実技	・ 医療通訳業務の流れと対応 ・ 通訳者の立ち位置とその影響
	模擬通訳	・ 長文逐次通訳 ・ 医療対話場面における逐次通訳 (言語能力、通訳技術、コミュニケーション能力、調整能力)

＜語学能力の目安＞ 母語と通訳言語において十分な運用能力を有していること

※受験資格ではありませんが、当該試験は下記に相当する語学力を最低限要します。

- ・ 英語 TOEFL iBt 87 以上 TOEIC 785 以上
- ・ 中国語 HSK 筆記 5 級 口頭高級 以上
- ・ 日本語 日本語能力試験 N1 以上

◎当該試験で想定される業務場面 … 主に、二次・三次医療機関等で行われる専門的な要素などを含んだ通訳業務場면을想定しています。

医療通訳専門技能認定試験受験にあたって

【1次試験の受験について】

※2次試験については、1次試験の合格後にご案内いたします。

■試験当日の携行品

- ・「受験票」
- ・「時計」
- ・「黒のペンまたはボールペン（消せるボールペンは不可）」
- ・「黒鉛筆またはシャープペンシル（HB以上）」
- ・「消しゴム」

※「黒のペンまたはボールペン」、「黒鉛筆またはシャープペンシル」は両方持参してください。

※すべての携帯情報端末機器は使用できません。

■試験当日の注意事項

1. 受付時間までに試験会場に集合してください。（受付時間は受験申込後にお知らせします）
試験開始後30分を経過すると入場できません。
2. 座席は係員の指示に従い着席してください。
3. 試験中の飲食は禁止します。（ガム、飴等も禁止です）
4. スマートフォン、携帯電話、携帯情報端末機器など、外部と連絡を取り得る電子機器等の電源を入れたまま試験会場内に持ち込んだ場合、また電源の状態にかかわらず当該機器を試験会場内の机上に置いていた場合、不正行為とみなし失格になり、不合格扱いとなります。
5. 試験中または試験会場内では、係員の指示に従ってください。係員の指示に従わないとき、また不正行為等があると認められたときは退場のうえ失格になり、不合格扱いとなります。

■解答にあたって

1. 試験時間は「筆記試験」「リスニング試験」ごとに定められています。
2. 1次試験は資料等を見ることができません。
3. 解答は黒鉛筆またはシャープペンシル、黒のペンまたはボールペンを使用してください。
黒以外の色や消せるボールペン、修正液等は使用できません。

■解答提出上の注意

1. 解答用紙を提出する際には、係員の指示に従ってください。
2. 試験問題および解答用紙はすべて提出してください。不足の場合は不合格扱いになります。
3. 提出された試験問題および解答用紙は、一切返却いたしません。

■その他

1. 試験問題の内容および試験結果についてのお問い合わせは、一切受け付けられません。
2. 試験結果は、当該試験日の約1ヵ月後に通知します。
3. 受験申込後に住所変更された場合は、日本医療教育財団本部へ新住所をお知らせください。
また、必ず郵便局に転居届の手続きを行ってください。
4. 郵送物を送付する場合の送付先は、日本国内に限らせていただきます。

【事務局】 一般財団法人 日本医療教育財団

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9 駿河台フジビュービル 6 階